

第4章 実現のための方策

計画実現のために位置付ける個別施策を、基本方針に準拠して整理しました。

- 4-1 施策の体系
- 4-2 施策の方向
- 4-3 個別施策一覧
- 4-4 個別施策

4-1 施策の体系

基本方針に基づき、施策の体系を次のように整理します。

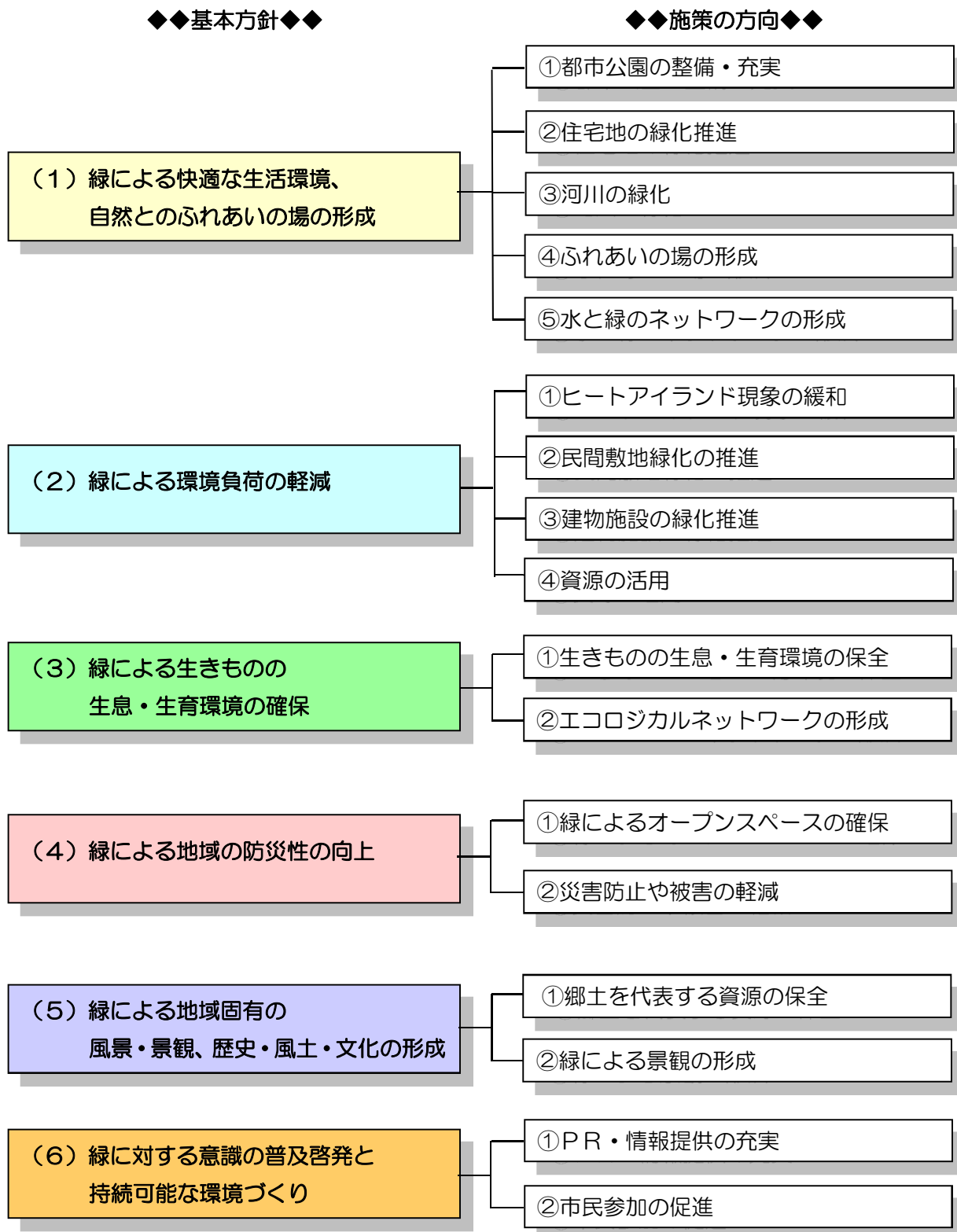


図4 緑の施策の体系

4-2 施策の方向

1. 緑による快適な生活環境、自然とのふれあいの場の形成

①都市公園の整備・充実（関連する個別施策：1～3）

- ・本市では多様なレクリエーション需要に対応するために、市内の公園の整備や充実を進めてきました。昭和51年以降、令和2年度までに街区公園101箇所、近隣公園4箇所、地区公園3箇所、運動公園1箇所、特殊公園（歴史公園）1箇所、緑地17箇所、緑道5箇所を供用開始し、市内に132箇所の都市公園があります。
- ・しかし、整備した公園の約5割が、設置から30年以上が経過し、施設の老朽化により利用しづらい状況となっています。また、市民ニーズの多様化により、ニーズに細かく対応した画一的ではない公園整備が求められています。
- ・このため、今後は、人を引き寄せる魅力ある公園づくりや各公園の特長を生かした公園づくりを目指し、都市公園の整備・充実に努めます。
- ・また、既存の公園については適正な維持管理を行うとともに、市民ニーズを踏まえた再整備を行うことで質を高め、市内の都市公園に対する市民満足度を高めます。

②住宅地の緑化推進（関連する個別施策：4～6）

- ・緑に包まれた住環境を確保するために、住宅地の緑化を推進しており、緑化推進の施策として緑地保全指定や協定の締結、樹木管理助成金の交付などを実施していますが、管理者の維持管理の負担が大きく、十分な対応がとられていないケースがあることが課題となっています。
- ・このため、市民に緑化を課すだけでなく、協働して取り組むことができる施策を新たに位置付けます。

③河川の緑化（関連する個別施策：7、8）

- ・蓼川における親水護岸の整備とホタル護岸等の整備による環境整備や、目久尻川における河川沿いの植栽ブロック等による緑化の検討については、今後も必要に応じて県に緑化の要望を行います。

④ふれあいの場の形成（関連する個別施策：9、10）

- ・自然体験学習の場として、ドリームプレイウッズを活用するとともに、祖師谷地区の樹林地や天神森の湧水地の保全による自然とふれあえる場の形成を推進します。
- ・タウンセンターに近接する農地における市民農園などは、自然とふれあえる場として活用します。また、親子ふれあい農業体験は毎年開催しており、複数の家族が参加していることから、今後も取り組みを継続します。

⑤水と緑のネットワークの形成（関連する個別施策：11、12）

- ・市内の3河川を基軸とした水と緑のネットワークづくりとして、河川沿いのサイクリング道路や遊歩道の整備を進めてきましたが、一部では、用地確保や緑化が難しい状況にあります。
- ・このため、引き続き、水と緑のネットワークを形成に向けた取り組みを進めます。

2. 緑による環境負荷の軽減

① ヒートアイランド現象の緩和（関連する個別施策：13～16）

- ・近年、依然として、夏季の高温化の傾向が続いています。
- ・このため、引き続き、ヒートアイランド対策として、街路樹の整備やオープンスペースの確保を行い、河川や幹線道路を基軸とした風の通り道を形成します。
- ・目久尻川、蓼川、比留川の3河川と河川沿い及び台地を縁取る斜面緑地は、本市の骨格を形成する緑として保全します。
- ・市内の主な幹線道路は街路樹の整備を進め、緑の都市軸としてのネットワークを形成します。
- ・早川天神森・春日原農用地などの大規模農地は、本市中央部に位置する広大なオープンスペースとして、地表面温度の冷却効果を有しており、周辺道路や河川と一体となった風の通り道として確保します。
- ・その他、河川沿いの樹林地や農用地等などオープンスペースは、クールスポットとして積極的に保全します。

② 民間敷地緑化の推進（関連する個別施策：17）

- ・開発による緑地の減少が続いており、緑による環境負荷軽減機能の低下の防止が必要と考えられます。
- ・このため、大規模な民間敷地内の緑化については、今後も取り組みを継続します。

③ 建物施設の緑化推進（関連する個別施策：18）

- ・ヒートアイランド現象の緩和や都市の低炭素化の観点から、屋上緑化や壁面緑化などの建物施設の緑化に取り組んでおり、今後も取り組みを継続します。

④ 資源の活用（関連する個別施策：19）

- ・近年、緑を活用した都市の低炭素化の取り組みが推進され、公園整備に伴う環境負荷の軽減に取り組むため、間伐材や剪定枝などの植物発生材を再資源化して公園緑地で活用しており、今後も取り組みを継続します。

3. 緑による生きものの生息・生育環境の確保

① 生きものの生息・生育環境の保全（関連する個別施策：20、21）

- ・ 緑は生きものの生息・生育環境としての役割を有していることから、優れた自然環境を有する目久尻川沿いの斜面緑地や長峰の森、ゲンジボタルの生息地となっている天神森の湧水地は、市内における貴重な動植物の生息・生育地として位置づけられます。
- ・ このため、既存資料等によって把握した生きものの生息・生育情報を踏まえ、これらの生息・生育環境についての保全を図ります。
- ・ また、多様な生きものが生息・生育しており、豊かな自然環境が形成されている里山の保全を図ります。

② エコロジカルネットワークの形成（関連する個別施策：22～25）

- ・ 市内の河川については、既存資料等によって把握した生きものの生息・生育情報を踏まえ、生きものの生息・生育地としての環境に配慮した整備を図り、水辺のエコロジカルネットワークの形成を図ります。
- ・ 南北方向は里山及び斜面樹林地が分布する目久尻川をピオトープの基軸とし、東西方向は長峰の森と城山公園、目久尻川をつなぐ緑道及び緑道を東西の基軸として、生物生息環境をつなぐネットワークを形成します。
- ・ 自然生態系の拠点となる河川沿いの樹林地や台地を縁取る斜面緑地、大規模公園や緑道をネットワークする緑道等を活用しながら、市内に点在する優れた植生地や農用地等を適宜保全、復元し“飛び石”による緑の回廊を形成します。

4.緑による地域の防災性の向上

①緑によるオープンスペースの確保（関連する個別施策：26、27）

- ・近年の地震や台風、集中豪雨といった自然災害の頻発化・甚大化に伴い、地域における防災・減災のニーズが高まっており、防災の観点からも引き続きオープンスペースの確保に努めます。
- ・緑地や農地は、雨水浸透機能や保水機能があることから、集中豪雨による被害を軽減する役割や、火災の延焼防止の役割を有していることから、市街地内に残る農地などのオープンスペースを保全します。また、災害時における避難場所としても活用を図ります。
- ・生産緑地については、2022年問題に対処するとともに、農地の保全を通して、農地が持つ多面的な機能を発揮させます。
- ・非耐火建築物が密集し、かつ延焼危険度が高いと考えられる地区等においては、市街地整備とあわせ、街区公園やプレイロット、緑道等の防災空間の整備を図り、火災に強い都市構造の形成を目指します。

②災害防止や被害の軽減（関連する個別施策：28～31）

- ・公園敷地は避難場所や火災の延焼防止など、防災面の機能を有しており、市民意識調査においても、「災害時に避難場所や消防・救援活動の拠点として利活用できる公園」と回答した人の割合が高い結果でした。
- ・このため、防火効果の高い避難路の形成と広域避難場所及び公園等とのネットワーク化を図るとともに、公園施設の防災機能の向上を図ります。
- ・事業者に対して工場敷地内の緑の効果的な配置や防災機能を有する樹種の選定などの緑化指導などを行うことにより、住宅地の緩衝帯を形成し、住環境の保全を図ります。
- ・引き続き、災害防止や被害の軽減を目的とした緑の整備や活用を図ります。

5. 緑による地域固有の風景・景観、歴史・風土・文化の形成

① 郷土を代表する資源の保全（関連する個別施策：32～35）

- ・ 緑は都市や地域固有の風景・景観の基盤となることから、地域の文化遺産等と一体となり、本市の歴史・景観資源として位置付けられている緑について、引き続き、保全を行います。
- ・ 地域を見守ってきた社寺林や屋敷林をまちのシンボルとなるよう保全を図ります。
- ・ 緑の帯として連なる河川沿いの斜面緑地の景観を保全し、緑に囲まれたまちのイメージをもつ景観形成を図ります。
- ・ 自然や農とのふれあいの空間となる里山の景観を保全し、郷土を代表する景観形成を図ります。
- ・ 都市の中の広大な空間である早川天神森・春日原農用地について、人々にやすらぎを与える風景として保全を図ります。
- ・ 緑をつなぐ歩行者・自転車のネットワークを構成する道路や歴史的資源、景観資源を結ぶ道路は、歩いて楽しくなる良好な沿道景観を形成します。

② 緑による景観の形成（関連する個別施策：36～38）

- ・ 緑豊かな街路景観を形成するため、寺尾上土棚線の緑化による良好な街路景観を形成し、寺尾上土棚線からみた富士山及び市道3号線から見た目久尻川沿い斜面緑地、早川天神森・春日原農用地の風景との調和を図ります。
- ・ 都市景観構築のため、地区計画等の活用により、民間敷地及び建築物の緑化を推進します。
- ・ 生垣などによる接道緑化については、生垣助成金を交付し、地区計画制度により住宅内の緑地として生垣や植栽等の確保を行っています。
- ・ 住宅事情が変化しており、生垣の設置が少なくなっていることや、設置後の維持管理の実態把握ができていないことから、実態を調査し、事業の見直しを検討します。

6. 緑に対する意識の普及啓発と持続可能な環境づくり

① PR・情報提供の充実（関連する個別施策：39～43）

- ・ 市民意識調査では、市による緑を守り・増やす取り組みのうち、普及啓発に係る取り組みの認知度が低い結果となっており、普及啓発活動を強化する必要があると考えられました。
- ・ このため、市民が緑の役割や大切さなどを学ぶとともに、緑とふれあい、興味をもつ機会を持つため、市や市民団体の緑に関する活動内容のPRや情報提供を行う仕組みの構築を促進します。

② 市民参加の促進（関連する個別施策：44～48）

- ・ これまでの市民参加は主に緑地愛護会及び公園愛護会によって担われてきましたが、これらの団体についても会員の高齢化、新規会員の未加入等により、会員数が減少傾向にある中で、新たなボランティア団体を構築することが難しくなっています。
- ・ このため、多様な世代や主体を含む、これまで以上の市民参加を促進するため、活動機会の提供と交流の促進、持続可能な活動の支援を行います。

4-3 個別施策一覧

基本方針及び施策の方向ごとの、個別施策は以下に示すとおりです。

なお、「1-3 施策の実施状況」(P40、41)に整理した各施策の実施状況を踏まえ、中間見直しにおいて施策の見直し(新規追加、統廃合、内容の見直し)を行いました。

表4 緑の施策

基本方針	施策の方向	No.	個別施策	事業主体※
(1) 緑による 快適な生活 環境、自然 とのふれあ いの場の 形成	①都市公園の整備・充実	1	街区公園などの身近なレクリエーション施設の整備・充実	市
		2	広域的レクリエーション施設の整備・充実	市
		3	公園の緑のイメージアップ事業	市
	②住宅地の緑化推進	4	緑化モデル地区事業	市
		5	民有地緑地への補助事業	市
		6	地区計画制度による緑化の指定	市
	③河川の緑化	7	親水護岸の整備とホタル護岸等の整備による緑化(夢川)	県・市
		8	河川沿いの植栽ブロック等による緑化の検討(目久尻川)	県・市
	④ふれあいの場の形成	9	自然に親しむ環境教育の場づくり	協働
		10	親子ふれあい農業体験、農地と市民の交流の推進	協働
	⑤水と緑のネットワークの形成	11	緑をつなぐ歩行者・自転車ネットワークの形成	市
		12	3河川を基軸とした水と緑のネットワークづくり	市
(2) 緑による 環境負荷の 軽減	①ヒートアイランド現象の緩和	13	道路緑化事業の推進	県・市
		14	大規模なオープンスペースの確保	市
		15	河川沿いの緑化	市
		16	市街地の緑地形成	市
	②民間敷地緑化の推進	17	大規模民間敷地内緑化の推進	市
	③建物施設の緑化推進	18	公共公益施設、民間施設建物緑化の推進	市
	④資源の活用	19	ウッドチップなどの資源材の活用	市
(3) 緑による 生きものの 生息・生育 環境の確保	①生きものの生息・生育環境保全	20	優れた環境の緑地の確保	市
		21	早川天神森・春日原農用地の保全	市
	②エコロジカルネットワークの形成	22	河川緑化事業	県・市
		23	ビオトープを念頭においた都市公園の整備	市
		24	風土に適した樹種を用いた緑化の推進	市
25	祖師谷緑地の保全	市		

※事業主体について

市：市が主体となって実施、県：県が主体となって実施、協働：市と市民(または事業者)が協働して実施

基本方針	施策の方向	No.	個別施策	事業主体※
(4) 緑による 地域の 防災性の 向上	①緑による オープンスペースの確保	26	オープンスペース確保の検討	市
		27	生産緑地地区の保全	市・協働
	②災害防止や被害の軽減	28	耐火性のある樹木の植栽	市・協働
		29	工場地における耐火性のある樹種による 敷地境界部の樹林化要請	市
		30	避難路の機能向上	市
		31	防災機能を兼ね備えた施設の整備	市
(5) 緑による 地域固有の 風景・景観、 歴史・風土・ 文化の形成	①郷土を代表する 資源の保全	32	保存樹木の指定と管理	市
		33	歴史資源と一体となった社寺林の保全	市
		34	自然環境の再生と保全	協働
		35	地域資源を巡るネットワークの環境整備	協働
	②緑による景観の形成	36	美観を考慮した街路樹の整備	県・市
		37	接道緑化の推進	市
		38	河川沿いの花の名所づくり	協働
		(6) 緑に対する 意識の 普及啓発と 持続可能な 環境づくり	①PR・情報提供の充実	39
40	グリーンバンク制度の実施による樹木の 有効利用			協働
41	市内の自然や緑に関する情報の提供			市
42	緑化手法や緑の管理方法に関する緑化ガ イドマニュアルの作成			協働
43	緑の普及啓発活動の促進			市
②市民参加の促進	44		公園緑地愛護団体の育成と拡充	市
	45		緑のボランティア制度、グリーンモニター 制度の検討	協働
	46		「綾瀬市みどりのまちづくり基金」の充実	市
	47		活動機会の提供と交流促進	市
	48		持続可能な活動支援	協働

※事業主体について

市：市が主体となって実施、 県：県が主体となって実施、 協働：市と市民（または事業者）が協働して実施

4-4 個別施策

1. 街区公園などの身近なレクリエーション施設の整備・充実

実施主体	市	所管課	みどり公園課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・街区公園などの身近なレクリエーション施設については、質の向上のため、市民との協働により、それぞれの公園の特長や地域のニーズにあった公園づくり（再整備）を進め、コミュニティ形成や交流の場づくりにつなげていきます。 ・再整備については、地域別に順次対応していきます。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域単位での公園再整備計画の策定及びリニューアル工事の実施 		

2. 広域的レクリエーション施設の整備・充実

実施主体	市	所管課	みどり公園課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣公園や地区公園などの広域的レクリエーション施設については、地域の特性にあった特色ある公園として整備を行います。 ・特に、光綾公園や蟹ヶ谷公園については、魅力ある公園づくりを進めます。 ・城山公園は総合公園としての整備やキッチンカー誘致など、更なる利用促進に向けた検討を進めます。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・特色ある公園の整備 ・利用促進に向けた取り組みの導入（マルシェ開催やキッチンカー誘致など） 		

3. 公園の緑のイメージアップ事業

実施主体	市	所管課	みどり公園課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働で花壇づくり等を行い、公園のイメージアップを図ります。 ・緑のイメージアップが効果的な苗木等の配布及び維持管理体制を検討します。 ・市内の緑地保全指定する緑地の適正配置を検討します。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の公園に対する市民満足度の向上 <p>現状：市内の公園の満足度（満足、やや満足の合計）</p> <p>地区公園・近隣公園：83.5%</p> <p>街区公園：59.7%</p> <p>緑地・緑道：63.5%</p>		

4. 緑化モデル地区事業

実施主体	市	所管課	都市計画課、みどり公園課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・タウンセンター地区を緑化モデル地区として位置付け、良好な住環境を形成する緑の維持・保全を図ります。 ・屋上緑化、壁面緑化等の手法を検討し、市街地の緑地景観を確保します。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地の緑の維持・保全を促進し、景観に配慮した市街地の緑地景観の確保 ・屋上緑化、壁面緑化等の制度導入の検討 		

5. 民有地緑化への補助事業

実施主体	市	所管課	みどり公園課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 良好な都市環境形成のため、緑地及び樹木の管理、生垣助成などの民有地における助成金制度を広報します。また、まとまった緑地や貴重な樹木などを保有している地権者には個別に説明するなどし、制度導入を促進します。 市民ひとりひとりが取り組める地域緑化の一つとして、花や苗木の配布など実効性のある取組みを検討します。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 助成金制度の広報 民有地への新たな制度導入の検討 民有地内に緑が確保される実効性のある取組みの実施 		

6. 地区計画制度による緑化の指定

実施主体	市	所管課	都市計画課、みどり公園課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 新たな大規模開発については、地区計画において生垣や植栽帯の設置を定めることにより、住宅地内の緑地の確保を図ります。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画における緑地確保に係る制度の検討 		

7. 親水護岸の整備とホタル護岸等の整備（蓼川）

実施主体	県・市	所管課	みどり公園課、道路整備課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 親水護岸の整備による緑化を図るとともに、質の良い水が流入する場所では、ホタル護岸等の整備を河川管理者である神奈川県に要望します。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 親水護岸（ホタル護岸含む）等の要望及び整備 		

8. 河川沿いの植栽ブロック等による緑化の検討（目久尻川）

実施主体	県・市	所管課	みどり公園課、道路整備課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 目久尻川の既改修護岸では、植栽ブロック等による緑化を河川管理者である神奈川県に要望します。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 緑化推進の要望及び整備 		

9. 自然に親しむ環境教育の場づくり

実施主体	協働	所管課	みどり公園課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 自然を身近に体験できるような公園・緑地の整備を進め、環境教育の場としての活用を図ります。 祖師谷地区の樹林地や天神森の湧水地などは、本市の貴重な自然環境として保全を図るとともに、自然とのふれあいができる場として活用するための、生態系の調査などを実施します。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 自然を身近に体験できる公園や緑地の整備に向けた整備方針の検討 		

10. 親子ふれあい農業体験、農地と市民の交流の推進

実施主体	協働	所管課	農業振興課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫祭や農業体験を拡充し、環境教育、レクリエーションの場として市民が農地を通じて緑とふれあう場の創出を図ります。 ・タウンセンターに近接する農地における市民農園は、自然とふれあえる場として活用します。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・農地を通じた緑と触れ合う場や活動の拡充 ・市民農園の自然とふれあえる場としての活用促進 		

11. 緑をつなぐ歩行者・自転車のネットワークの形成

実施主体	市	所管課	みどり公園課、道路管理課、下水道課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・タウンセンター地区を中心とした公園、緑道をつなぐ緑のネットワークを形成します。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークの形成を意識した公園や緑道の整備 		

12. 3河川を基軸とした水と緑のネットワークづくり

実施主体	市	所管課	みどり公園課、道路整備課、下水道課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・河川沿いに樹木帯に囲まれたサイクリング道路や遊歩道等を整備し、水と緑のネットワーク形成を図ります。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・サイクリング道路の整備 		

13. 道路緑化事業の推進

実施主体	県・市	所管課	道路管理課、道路整備課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・主な幹線道路は街路樹を整備し、排気ガス等の汚染要因の緩和を図るとともに、緑のネットワークの形成により風の通り道を確認します。また、擁壁への壁面緑化やポケットパークの整備等を検討します。 なお、県道については、道路管理者である神奈川県に要望します。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路沿いの街路樹等の整備 		

14. 大規模なオープンスペースの確保

実施主体	市	所管課	みどり公園課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・早川天神森や春日原農用地や祖師谷緑地など、既存のまとまった緑地の保全を図ります。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の導入検討や地権者の意向調査の実施 		

15. 河川沿いの緑化

実施主体	市	所管課	下水道課、みどり公園課、道路整備課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 市内を流れる3河川沿いの緑の保全や創出により、風の通り道としての緑のネットワークを形成します。 落合地区の斜面樹林地や、新たに設置した遊水池については、機能を損なわないように良好な湿性緑地として維持管理を行います。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークの形成を意識した河川沿いの緑の保全 		

16. 市街地の緑地形成

実施主体	市	所管課	みどり公園課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 市街地内においては、屋敷林の保全や生垣助成などを積極的に行い、市民主体の整備による緑地形成を図ります。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 屋敷林の保全や生垣助成の実施 		

17. 大規模民間敷地内緑化の推進

実施主体	市	所管課	都市計画課、建築課、みどり公園課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 開発によって緑地が著しく失われることを防ぐため、開発指導要綱の緑化率の見直しや確保された緑地を保全するなどのルールづくりを検討します。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 開発指導要綱の緑化率の見直し 確保された緑地保全のルール作りの検討 		

18. 公共公益施設、民間施設建物緑化の推進

実施主体	市	所管課	みどり公園課、下水道課、リサイクルプラザ、環境保全課、管財契約課、教育総務課、子育て支援課、青少年課、福祉総務課、道の駅整備推進室
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 公共公益施設への壁面緑化や屋上緑化の設置を推進するとともに、家庭や事業所などの民間敷地や民間建築物への設置について普及啓発を行います。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 公共公益施設への壁面緑化や屋上緑化の推進 民間敷地や民間建築物への設置の普及啓発 		

19. ウッドチップなどの資源材の活用

実施主体	市	所管課	リサイクルプラザ、みどり公園課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 発生した間伐材や剪定枝をウッドチップなどに再資源化し、公園内の舗装等に活用することで、資源循環の取り組みを推進します。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 公園や緑地における再資源化したウッドチップの活用 		

20. 優れた環境の緑地の確保

実施主体	市	所管課	みどり公園課
方針等	・長峰の森や寺尾の森などは、自然度が高く、生きものの生息・生育環境として優れた緑地であり、生物多様性を確保する上で重要な役割を果たしていることから、用地の取得や緑の保全及び緑化の推進に関する条例で指定することにより、保全を図ります。		
評価指標	・生きものの生息・生育環境として優れた緑地の保全		

21. 早川天神森・春日原農用地の保全

実施主体	市	所管課	農業振興課、みどり公園課
方針等	・本市の中央部に広がる早川天神森と春日原農用地は、都市の中に自然環境が残る貴重な空間として生物多様性確保の観点で重要であること、また、環境面での効果に加えて防災面や景観面での効果も期待されることから、今後とも保全を図ります。		
評価指標	・早川天神森の保全 ・春日原農用地の保全		

22. 河川緑化事業

実施主体	県・市	所管課	みどり公園課、下水道課、道路整備課
方針等	・護岸や底面・水面に自然素材や植物を配置するように、河川管理者である神奈川県に要望し、生物の生息・生育環境の創出を図ります。		
評価指標	・河川への自然素材や植物の配置		

23. ビオトープを念頭においた都市公園の整備

実施主体	市	所管課	みどり公園課
方針等	・都市基幹公園内では、既存資料等によって把握した生きものの生息・生育情報を踏まえ、ビオトープを念頭においた整備、住区基幹公園では鳥類や昆虫類の採餌木の植栽や、生息地としての樹林や草地の保全・創出などによる生物の生息環境の確保を行います。		
評価指標	・ビオトープを念頭においた整備の実施		

24. 風土に適した樹種を用いた緑化の推進

実施主体	市	所管課	みどり公園課
方針等	・植樹の際には、本市の風土に適した樹種を用いて緑化を行います。		
評価指標	・在来種を用いた植樹の実施		

25. 祖師谷緑地の保全

実施主体	市	所管課	みどり公園課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 目久尻川沿いに位置する祖師谷の樹林地については、特別緑地保全地区に指定すること等により、本市の重要なビオトープ拠点として保全を図ります。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 祖師谷の樹林地の保全 祖師谷緑地の特別緑地保全地区への指定 		

26. オープンスペース確保の検討

実施主体	市	所管課	農業振興課、みどり公園課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 樹林地や農地は、集中豪雨や火災による災害の防止や被害の低減、避難場所としての活用を目的として、保全を図ります。 河川沿いの斜面林は、崖崩れや土砂流出等の災害防止に向けて、保全を図ります。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 樹林地や農地の保全 河川沿いの斜面林の保全 		

27. 生産緑地地区の保全

実施主体	市、協働	所管課	農業振興課、都市計画課、みどり公園課、農業委員会
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内に点在する生産緑地地区については、農業施策との調整のもと、適正な保全に努めます。 特定生産緑地制度の周知及び対象者への意向調査などを実施し、適正な保全に努めます。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地地区の指定と保全 特定生産緑地制度活用の促進 		

28. 耐火性のある樹木の植樹

実施主体	市、協働	所管課	みどり公園課、道路整備課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 本市の骨格を形成する幹線道路は、延焼遮断機能を持つことから、街路樹等の整備を行い、延焼遮断機能の拡充を図ります。なお、県道については、道路管理者である神奈川県に要望します。 防災計画で避難場所に指定されている都市公園や公共施設に植栽する際には、避難者を火災から守るため、敷地の外周部にシラカシ、アラカシ、モチノキなどの常緑で耐火性のある樹種を選定します。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路における街路樹の整備 避難場所への植樹における、耐火性樹種を選定 		

29. 工場地における耐火性のある樹種による敷地境界部の樹林化要請

実施主体	市	所管課	都市計画課、建築課、みどり公園課
方針等	・工場周辺部の緑化の際には、工場災害が周辺地域に及ばないように、耐火性のある樹種による植栽を要請します。		
評価指標	・工場周辺部緑化における、耐火性樹種の植栽の要請		

30. 避難路の機能向上

実施主体	市	所管課	みどり公園課
方針等	・生垣設置奨励事業や緑道の整備等により、安全な避難路の確保を目指します。		
評価指標	・生垣設置奨励事業の推進 ・緑道の整備		

31. 防災機能を兼ね備えた施設の整備

実施主体	市	所管課	みどり公園課
方針等	・公園を整備する際には、かまどベンチやマンホールトイシなどの防災機能を兼ね備えた施設の整備を検討します。		
評価指標	・防災機能を備えた公園施設の整備		

32. 保存樹木の指定と管理

実施主体	市	所管課	みどり公園課
方針等	・貴重な樹木やまちのシンボルとなる樹木を所有者の方々の協力を得て保存樹木として指定し保全します。 ・社寺や市街地に残された大径樹は、地域の特徴ある環境を形成する緑であり、積極的に保存樹木として指定します。		
評価指標	・保存樹木の指定と保全の継続		

33. 歴史資源と一体となった社寺林の保全

実施主体	市	所管課	みどり公園課、生涯学習課
方針等	・人々に親しまれている社寺林や、農の風景を生み出し景観的に重要な要素となっている屋敷林の保全に取り組みます。		
評価指標	・社寺林や屋敷林の保全		

34. 自然環境の再生と保全

実施主体	協働	所管課	農業振興課、みどり公園課
方針等	・河川沿いの緑地やまとまった樹林地などの自然環境を再生し、市民との協働により保全活動に取り組みます。		
評価指標	・市民との協働による自然環境の保全活動の実施		

35. 地域資源を巡るネットワークの環境整備

実施主体	協働	所管課	生涯学習課、みどり公園課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 文化財等の保存や継承の促進と、良好な景観や原風景の保全を図ります。 あやせ目久尻川歴史文化ゾーンの形成に向けた、案内サインや休憩施設などの整備を図ります。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 案内サインや休憩施設などの整備 		

36. 美観を考慮した街路樹の整備

実施主体	県・市	所管課	道路管理課、道路整備課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 適正な街路樹の管理や新たな幹線道路には街路樹を整備します。 県道については、道路管理者である神奈川県に要望します。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路沿いの街路樹の整備 県道沿いの街路樹の整備の要望 		

37. 接道緑化の推進

実施主体	市	所管課	みどり公園課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 生垣等の植栽により、道路に面した住宅地の連続した緑の創出と、自然と調和した景観形成を図ります。 生垣設置奨励金制度を広報します。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿いの生垣等の植栽促進 生垣奨励事業の見直しの検討及び活用の促進 		

38. 河川沿いの花の名所づくり

実施主体	協働	所管課	下水道課、みどり公園課、道路整備課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 市民との協働により、本市を流れる3つの河川沿いに季節を彩る花を植え、名所づくりを推進します。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 市民との協働による、河川沿いの花の植栽活動の実施 		

39. 市民、団体の表彰制度

実施主体	市	所管課	みどり公園課、秘書広報課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 緑の保全創出活動に貢献した市民や団体の功績をたたえる表彰制度を継続します。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 表彰制度の実施 		

40. グリーンバンク制度の実施による樹木の有効利用

実施主体	協働	所管課	みどり公園課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 市民からの寄贈や不要となった樹木の有効利用を図るため、グリーンバンク制度の導入を検討します。また、制度を活用した植樹イベントなどの実施を市民参加で行うことを検討します。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> グリーンバンク制度導入の検討 植樹イベントの開催の検討 		

41. 市内の自然や緑に関する情報の提供

実施主体	市	所管課	みどり公園課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 公園の利用を促進するため、市ホームページにおいて既存公園に関する情報発信を行います。 市民に分かりやすく、親しみを持ってもらえるよう、市内の公園や緑地、指定樹木、既存の調査等によって把握した生きものの分布状況などを示したマップやポスターの作成を検討します。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページにおける既存公園の情報発信の実施 マップやポスターの作成 		

42. 緑化手法や緑の管理方法に関する緑化ガイドマニュアルの作成

実施主体	協働	所管課	みどり公園課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 市民自らの緑化活動に役立つような緑化の手法や管理方法の解説、緑に関する情報などが載っている緑化ガイドマニュアルを作成します。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 緑化ガイドマニュアルの作成 		

43. 緑の普及啓発活動の促進

実施主体	市	所管課	みどり公園課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 緑化推進イベントの開催や緑に関する講演会等のイベント実施を検討します。 市民が自宅等で行っている生垣やガーデニング等について、市民が中心となって実施できるコンクールの実施などを検討します。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 緑の普及啓発に係るイベント実施の検討 		

4.4. 公園緑地愛護団体の育成と拡充

実施主体	市	所管課	みどり公園課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 本市では、公園緑地愛護団体により公園、緑道及び緑地の美化、維持管理活動が行われており、今後も育成や拡充に努めていきます。 街路樹等の公共施設の維持管理についてもアダプト制度の活用を進めます。 会員の高齢化等による担い手の減少が深刻化しているため、愛護団体の育成や拡充方法、助成金の見直しを検討します。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地愛護団体の育成及び拡充 アダプト制度の活用推進 		

4.5. 緑のボランティア制度、グリーンモニター制度の検討

実施主体	協働	所管課	みどり公園課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 市民が積極的に緑を育て、緑をより身近なものと感じられるような、緑化の相談や指導を行うための緑のボランティア制度を検討します。 市民参加による身近な植物や大木の分布地図づくり等、グリーンモニター制度を検討します。 緑地愛護会及び公園愛護会の会員の高齢化、新規会員が未加入等により、会員数が減少傾向にある中で新たなボランティアを構築するのは難しいため、制度構築のための情報収集を行います。 公園周辺の学校などと提携して、子供たちのできる緑のボランティア指導などの取組みを検討します。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 各種制度構築のための情報収集の実施状況 緑のボランティア制度の検討 グリーンモニター制度の検討 子供たちが身近にできる緑のボランティアの検討 		

4.6. 「綾瀬市みどりのまちづくり基金」の充実

実施主体	市	所管課	みどり公園課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 昭和63年に「綾瀬市みどりのまちづくり基金条例」により、緑化基金が設立されており、行政と市民が一体となって推進する緑豊かなまちづくりに係る事業及び緑地保全を行うには、基金の充実が必要となっています。そこで、充実するための施策を調査・研究します。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 基金充実のための施策の調査・研究 基金を活用した事業の広報 		

47. 活動機会の提供と交流促進

実施主体	市	所管課	みどり公園課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 活動団体と共同して、市ホームページや広報などで、緑化活動や緑化活動を行っている団体の情報発信を行い、新たに緑化活動への参加を促すとともに、イベント等を通して各種団体の交流を促進します。 関係団体による市民主体の協議会の設立を検討します。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 活動情報の情報発信 協議会の設立の検討 		

48. 持続可能な活動支援

実施主体	協働	所管課	みどり公園課
方針等	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加による緑の再生を図るため、植樹など緑の創出活動に対する支援を検討します。 市民の活動が持続できるよう、維持管理体制を検討します。 		
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 緑の創出活動の支援や維持管理体制の検討 		